

県政報告 6 県営水道の災害に備えた準備と要望

質問⑥

○発災時の迅速な復旧体制の強化

近い将来に発生が懸念されている首都直下型地震等に備え、県営水道では、給水エリア約300万人のライフラインの確保のために、管路の耐震化等が進められています。

いざ、大規模な災害により管路などに被害が生じた場合には、県営水道では、**発災から最長でも4週間以内を目途に応急復旧を完了することとし**、必要となる水道資材の備蓄を順次進めています。

特に、東日本大震災の経験を踏まえて、**新たに3か所の備蓄倉庫を整備**することとし、平成28年度、幕張備蓄倉庫と松戸備蓄倉庫の建設を進めている状況です。

また、メーカーなどと協定を締結し、発災後、速やかに資材の供給を受けられる体制も整備しています。

○連携体制の構築について

県営水道では、県内外の水道事業者や、全国の水道事業者で組織する公益社団法人日本水道協会と協定を締結し、災害時の応急給水や応急復旧などについて相互応援体制を構築しています。

これらの協定に基づき、東日本大震災の際には、柏市や東京都、横浜市、神戸市など、県内外の8事業者から応援を受け、また、熊本地震の際には、千葉県水道管工事協同組合とともに熊本市へ応援に行ったところでした。

平成28年度からは新たに、日本水道協会関東地方支部の合同防災訓練が開催され、本年1月には、東京都で、18事業者が参加して応援隊の受入訓練や住民が参加した応急給水訓練を実施しています。

関コメ

首都直下型地震等に備えた対策は急務です。引き続き備蓄の整備や他の水道事業者との連携強化を求めました。また、千葉市の水道事業については、多額の費用を要して得た水利権が利用できない一方で、毎年約7億円を払って県水道局から受水しているため、経営が厳しい状況にあることから、千葉市と県、県水道局とで水利権の早期活用に向けた協議を前向きに進めるように要望しました。

県政報告 7 全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求める意見書を可決

○市町村間に対象年齢、自己負担金、所得制限等で差がある状況

子ども医療費助成制度は、助成対象の子どもが医療機関に通院又は入院した場合や、院外処方せんにより保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部又は一部を助成するものです。

千葉市の場合、助成の対象年齢は入院・通院ともに中学3年生まで、自己負担金は、乳幼児が0円又は300円、小学1年生から小学3年生が0円又は300円、小学4年生から中学3年生の入院は0円又は300円、同じく小4～中3の通院は0円又は500円となっています。

対象年齢を高校3年生まで拡大している自治体は県内に12あり、自己負担金額も様々です。

○全国で統一した制度の構築に向けて

居住地に関係なく、誰もが等しく安心して子どもを生み育てることができる環境を整備しなければなりません。そこで、国の主導で統一した制度を構築し、国、県、市町村が一体となって取り組んでいく必要があるとして、表題の意見書を可決されました。

関コメ

平成27年度の子ども医療費助成事業に係る千葉市の支出総額は32億5,246万円で、そのうち県の補助金額は5億121万円となっています。現在のところ、県の補助対象は、**入院が中学3年生まで**であるのに対し、**通院が小学3年生まで**となっていることから、所属会派では県執行部に補助対象の拡充を求めています。最後になりますが、私たちの住む緑区は、0歳から14歳までの年少人口の占める割合が15.4%で、この割合の高さは県内市区町村の中で**1位**となっています(平成28年度)。緑区は県内有数の子育てのまちです。選出の立場からも支援策を着実に進めてまいります。

※ネット検索

関まさゆき 千葉でヒット。



千葉県議会議員 関 政幸 プロフィール

●1979年生まれ ●土気南中学校卒 ●千葉東高校卒 ●早稲田大学商学部卒 ●弁護士 ●自民党派所属 ●環境生活警察常任委員会委員長

発行所: 関 政幸 政務調査事務所
住所: 千葉市緑区あすみが丘3-51-10
tel.043-295-1011 fax.043-291-5526

ホームページ:
<http://www.seki-masayuki.com>

★★ 県政や地方議員の役割や活動に対する皆様のご意見やご要望をお聞かせ下さい!! ★★

千葉県議会議員 関 政幸 県政報告新聞

関 政幸 第19号

2017年
4月発行



ひとりひとりの夢と個性が輝く千葉へ

2月定例会県議会では、知事選挙の関係で、義務的経費や年度当初からの着手が必要な事業費などが計上された**1兆6,297億円の平成29年度当初予算**(いわゆる「骨格予算」)が可決されました。政策的判断を要する事業等については、6月議会の補正予算で対応することになります。

本号は、関の本会議での質問を中心にご報告いたします。質問は、これまで制定に取り組んできた**議員発議の「条例」**が、その後どのように政策で活かしているのか(運用されているのか)、という視点で行いました。

※条例とは…地方自治体がその自治権に基づき、議会の議決で制定できる法(ルール)をいいます。

県政報告 1 県立学校でAEDトレーナーを用いた実習の実施へ

質問①+条例その後

※AED…自動体外式除細動器

○年間で約3.3万人の学生の技術習得に

平成29年度予算では、「AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」の8条3項を受けて、県立中学校及び高等学校での**実習に必要なAEDトレーナー及び心肺蘇生法訓練用器材の経費**が計上されています(リース方式で230万円)。

実習は、県立中学校は原則2年次に、県立高等学校は原則1年次に、保健の授業で行うこととし、訓練用器材については、125校を24のグループに分け、拠点校24校に5台ずつ配置し、各グループ内を年間計画で回していきます。

今回の取り組みにより、学生は、**在学3年間で少なくとも1回は実習の機会**を持つこととなり、**年間で約3.3万人**の技術習得に繋がると期待されています。

※条例第8条(学校及び保育所等における取組の促進)の第3項『**県立中学校及び県立高等学校は、生徒に対し、心肺蘇生法の実施又はAEDの使用に関する実習を行うものとする。**』(条例は平成28年9月議会で成立)

○聴覚障害者や難聴者も利用できるAEDの設置状況と環境整備に向け

液晶ディスプレイによる操作方法の表示機能があるAEDは、平成29年1月末現在で県有施設に33台設置されている状況であり(県有施設全体は658台)、今後は設置情報や設置表示を分かり易くするなど環境整備が進められます。

また、現在、聾学校に設置されているAEDには前記機能はなく、同校は前述した実習訓練の対象に含まれていません。特別支援学校等での実習については、ひとりひとりの事情を踏まえたうえで、柔軟に対応するという条例の趣旨から、今後の適切な対応を要望しました。

○国に法律の整備を求める意見書を可決

アメリカやカナダでは、「善きサマリア人法」と呼ばれる法があり、緊急時における救命活動を行った際の責任の範囲(責任の限定・免責)が明確にされています。

この「善きサマリア人法」に相当する規定を条例で試みようとして、条例制定プロジェクトチームでは議論を重ね、最終的に、万が一の場合の援助に関する規定(条例13条及び14条)を設けました。もっとも、「法律の範囲内」という制約下では、根本的解決までには至ってないと考えます。

これを受け、「AEDの普及促進に必要な事項及び心肺蘇生法の実施等を行った場合の免責に関する事項」を定めた法律の整備を求める「意見書」を可決し、県議会として国への働きかけを行いました。

関コメ

限られた訓練用器材を年間計画で効率的に使用する試みは全国でも珍しいと思います。今後、本県の取り組みが全国に広がって欲しいです。また、条例の規定を受けた実習訓練とは別に、消防・医師会・地域等の協力を得ながら各学校で従来から独自に行っている特別活動等での取り組みは継続されます。心肺蘇生法の実施やAEDの使用については、時間を空けての複数回の訓練が望ましいからです。本県の**1か月後生存率は約15%**です(平成27年)。**救命率が約40%**にも及ぶアメリカ合衆国のシアトルを目指して取り組みを進めてまいります。



県政報告 2 児童相談所の職員配置の強化へ

質問②+条例その後

○今後5年間で県児童相談所の職員が約200名増員する予定

5年後の平成33年度には、児童福祉司は約110名、児童心理司は約60名増える予定となり、各児童相談所で両職種は倍増する見込みです。

平成29年度は約40名程度の増員予定であり、通年採用や社会人経験採用の実施、志願者を増やすための活動などの取り組みにより職員の確保を行っていくこととなります。また、児童福祉に精通した弁護士1名が中央児童相談所に配置されます。

○県内児童虐待の状況

千葉県の児童相談所における虐待相談対応件数は、平成27年度5,568件(全国ワースト4位)で、年々増加傾向にあり、平成21年度(2,295件)からは倍増しています。

増加要因のひとつは、DVIによる心理的虐待です。心理的虐待の割合は全体の48%で、経路別では全体の44%が警察等からとなっています。

虐待を発見した場合、すべての人に通報義務があります(児童虐待防止法6条)。

関コメ



自民党会派の対策プロジェクトチームでは、平成27年12月議会での「児童虐待防止対策の推進を求める決議」の可決や、平成28年12月議会での「子どもを虐待から守る条例」の制定など、対策を強化する活動に努めているところです。

今回の質問は、2月定例議会の議案第49号に関わるもので、これは、児童福祉法の改正に伴って、定数条例の改正という「枠」をまず増やすものとなります。議案は可決されましたので、今後は、「中身」である人員の充足に向けてしっかりと注視してまいります。

県政報告 3 いじめ「ゼロ」の学校と積極的な取り組みへの人事評価

質問③+条例その後

○本県のいじめ認知件数ゼロの学校について

「平成27年度児童生徒の問題行動等の生徒指導上の問題行動に対する調査」によると、本県のいじめ認知件数ゼロの学校は、**小学校187校23.1%、中学校48校12.6%、高等学校86校58.9%**となっています。

認知件数ゼロの学校の割合は、市町村間でも大きな差があるようです。

真にいじめが存在しなければ素晴らしい学校なのですが、その一方で、被害児童が悩みを打ち明けられない、担任ひとりで問題を抱えている、組織的な対応ができていない…そういった状況にある学校も想定できます。

県教育委員会は、教員研修の充実や相談窓口の周知徹底などにより、適切な認知と早期発見に努めていきますが、更に地域によるチェック等の様々な協力が必要であると考えます。

○対応に努めている教員に対し、人事面で積極的なプラス評価を

いじめ事案の解消に向けて適切に対処した教員は、**人事評価制度の「生徒指導等の項目」の中で高い評価**を得られるとされています。県教育委員会としては、評価者を対象とした人事評価研修会等を通じて公平・公正な評価を行っていくとのことですが、改めて全教職員への周知徹底を要望しました。

関コメ



平成27年度の県内のいじめの認知件数は**2万9,376件**であり、年々増加傾向にあります。個人的な経験からも、いじめ事案の解消は決して簡単ではないと思っています。

言うまでもなく、いじめのない学校は理想です。しかし、「ゼロ」として放置されている学校があるとすれば、一番の被害を受けるのは子どもたちです。

いじめを早期に発見し、重大事態に至らせないこと、至ってしまった場合でも早期解消に尽くすこと。いじめの理解を含めた先生のスタンスを、子どもたちは意外と冷静に見ているのではないのでしょうか。

一生懸命に努めている現場の先生方が、人事面からもしっかり評価されなければ、私は法律や条例の実効性は担保されないと考えます。

※条例第8条(学校及び学校の教職員の役割)の第3項「学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。」(条例は平成26年2月議会に成立)。

県政報告 4 通学に自転車を利用する県立高校生と保険加入の促進

質問④+条例その後

○通学に自転車を利用する県立高校生の状況と自転車保険加入割合

県立高校の自転車通学者は、**約5万9,000人(全生徒の約60%)**となっていて、そのうちの**約84%**が自転車保険に加入しています(平成28年11月調査)。

各学校の状況をみると、自転車通学者の全生徒が加入している学校が約6割ある一方で、加入率が50%に満たない学校が2割あります。

安全な自転車利用には、何よりも運転ルールとマナーの理解を広めなければなりません。事故の発生自体を完全に無くすことは困難です。だからこそ、加害者として高額な損害賠償責任を負うリスクがあることを踏まえ、条例は保険加入の重要性を規定しています。

○通学者の自転車利用の条件として保険加入を求めましたが…

これについては、慎重な検討が必要であるとの答弁でしたので、4月1日からの条例の施行を踏まえて、改めて、個々の保護者に対する保険加入の重要性を訴えるとともに、未加入の生徒がいる各学校・PTAに対し、高P連の賠償責任補償制度や、未加入が少数派となっている等の情報を提供し、全自転車通学者の保険加入に至る取り組みを求めました。

また、団体割引の利かない学校の生徒もいることから、広く県民を対象とした割引の利く自転車保険について、保険会社等と積極的に交渉や協定の締結を進めるようにも要望しました。

県政報告 5 「がんに関する情報」の充実と入手しやすさを

質問⑤+条例その後

○ホームページ「ちばがんナビ」と情報冊子「千葉県がんサポートブック」

「ちばがんナビ」の平成28年度のアクセス数は、**月2万件程度で推移**しており、特に、緩和ケアや患者会、がん相談支援センターに関するページが多く利用されています。

「千葉県がんサポートブック」については、がん診療連携拠点病院をはじめとする医療機関や患者会等を通じて広く県民に配布されている状況です。

今後は、それぞれの利用を一層促進するため、がん患者や医療従事者などの意見を踏まえて掲載内容の充実を図るとともに、がん予防展などの各種イベントにおいて、その周知に努めていき、また、「ちばがんナビ」のスマートフォンへの対応を検討するとのことでしたので、継続的な工夫と改善により、更なる情報の充実と利用しやすさを求めました。



ホームページ「ちばがんナビ」

ちばがんナビ

検索

関コメ



このテーマは平成24年12月議会での質問で取り上げ、その当時、先進事例として広島県の「がんねっと」や「情報冊子」の取り組みを紹介しました。

その後、平成25年2月議会で「がん対策推進条例」が制定され、同年4月に「千葉県がんサポートブック」の発行、平成26年5月に「ちばがんナビ」の開設と続いています。

引き続き、患者やご家族、関係者が、それぞれ、**医療・療養生活等をする上で必要な情報を、簡単に入手できるための工夫**と、情報の集約・一元化を県が不断に努めていくことが重要です。

また、条例制定時はまだ模索状態であった、がん患者の就労支援に関する取り組みに関しては、全国初の試みとなる患者の「情報提供書」の利用が、平成28年3月から開始されています。これは県ホームページや「ちばがんナビ」に掲載されています。

※条例第7条(がんに関する情報の収集及び提供)「県は、がん対策に資する情報を収集し、整理し、及び分析するとともに、県民に対し、がん医療又はがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する必要な情報を提供するものとする。」(条例は平成25年2月議会に成立)。